

情報公開制度の見直しについて

答 申

平成12年12月

杉並区情報公開・個人情報保護審議会

答申にあたって

杉並区の情報公開条例は、施行（昭和62年6月）以来、13年余が経過しました。この間に、情報化の進展や情報公開に対する全国民的な関心の高まりなど、情報公開制度を取り巻く社会情勢は大きく変化してきました。また、昨年5月の国の情報公開法の成立は、自治体が情報公開制度のあり方を見直す契機となるとともに、同法は、自治体に対して、法の趣旨に則った情報公開施策の実施を求めています。

さらに、今年4月から実施された地方分権、特別区制度改革は、区が自主性・自立性を高め、区民に身近な事務は区が行うこと、また公正の確保と透明性の一層の向上を図ること、区民ニーズに的確に応えられる総合的な行政を行うこと等を区に対して求めています。

こうした時期に、当審議会は、平成12年7月14日、区長から「情報公開制度の見直しについて」の諮問を受けました。そこで、当審議会は、審議を重ね、それを、時代の変化の大きな潮流に対応し、柔軟で新たな視点に立った杉並区の情報公開制度の確立を指向する提言に取りまとめ、答申することといたしました。

審議にあたっては、課題の整理等を行った区の検討委員会の「情報公開制度のあり方について」を、また、区広報やホームページを通じて寄せられた区民の皆様の貴重なご意見も、参考にいたしました。

区が、この答申を踏まえ、できるだけ早期に条例改正などの措置を講じ、情報公開・提供の積極的な推進に取り組み、より一層区民に開かれた区政の運営に努められることを期待いたします。

最後に、終始熱心にご検討くださった委員各位、貴重なご意見をお寄せくださった区民の皆様など、多くの方々に敬意を表するとともに、心から感謝を申し上げます。

杉並区情報公開・個人情報保護審議会
会長 江藤 价泰

答 申

平成 12 年 7 月 14 日付、12 杉企情発第 34 号にて貴職から諮問のありました諮問第 20 号、情報公開制度の見直しについて鋭意審議を重ね、結論を得ましたので、別添のとおり答申いたします。

なお、区においては、本答申の内容と趣旨を踏まえ、条例の改正にあたっては法制上の見地から十分検討のうえ実施されるよう申し添えます。

平成 12 年 12 月 14 日

杉並区長 山 田 宏 様

杉 並 区 情 報 公 開 ・
個 人 情 報 保 護 審 議 会
会 長 江 藤 价 泰

情報公開制度の見直しについて

目 次

第一章 情報公開制度のあり方についての基本的考え方	1
1 制度見直しの背景と必要性	1
2 今後の情報公開制度のあり方の審議にあたっての基本的な視点 ...	2
第二章 今後の情報公開制度のあり方について	4
1 条例の目的（条例第1条）	4
2 請求権者（条例第5条）	4
3 対象情報（条例第2条）	5
4 非公開情報（条例第6条）	5
5 情報公開法との関係で整理すべき事項	9
6 請求手続	10
7 情報不存在の取扱い	12
8 電磁的記録の公開方法	12
9 請求者の費用負担	13
10 情報公表・提供の充実	13
11 出資法人等の情報公開	14
12 情報管理	15
13 個人情報保護条例との関係	15
14 情報公開・個人情報保護審査会条例について	16

第一章 情報公開制度のあり方についての基本的考え方

1 制度見直しの背景と必要性

(1) 社会情勢の変化

杉並区の情報公開条例は、区民の区政参加を推進し、区民と区との信頼関係を強化し、地方自治の本旨に即した、公正で開かれた区政の進展を図ることを目的として、昭和62年6月に施行された。以来13年余の間に、2600件以上の請求があり、情報公開制度は、区民に活用され、開かれた区政の進展に寄与してきていると考える。こうした中、情報公開への関心は、全国的にも高まってきている。杉並区民以外の請求者も3割を占めるに至っている。

さらには、めざましいIT（情報通信技術）の進展に対応した情報公開も求められている。このような社会情勢の変化を踏まえ、制度の見直しが必要となってきた。

(2) 地方分権に伴う情報公開の一層の推進

平成12年4月、地方分権一括法が施行されるとともに、永年の特別区制度改革への取り組みが実現し、杉並区は、基礎的自治体として位置付けられた。地方分権改革の第一歩が踏み出され、区の役割と責任が増大した。これからは、自治体、地域の力が試される中、区には、新たな基本構想である「杉並区21世紀ビジョン」に基づき、新しい時代の望ましい自治のまちを、区民と区が協働で創造していくことが求められている。それには、広く区民と区とが情報を共有し、区民の区政参加を促進し、公正で開かれた区政の進展を図るため、情報公開の一層の推進に向けた制度の見直しが必要となってきた。

(3) 情報公開法との関係

昨年5月、国の情報公開法の成立は、全国自治体が情報公開のあり方について見直す契機となった。同法には、目的条項に「説明する責務」という新しい概念が規定されるなど、区としても参考とすべき点が少ない。

また、地方公共団体は、同法の趣旨にのっとった情報公開施策等の推進に努めなければならないとしているので、この点からも現行制度の見直しが必要となってきた。

2 今後の情報公開制度のあり方の審議にあたっての基本的な視点

(1) 知る権利と行政の説明責任

「知る権利」という言葉は、情報公開に対する関心を高め、わが国の情報公開制度を推進する役割を果たしてきた。情報の公開を求める区民の権利を分かりやすく表現する言葉として、また、公正で開かれた区政の進展を図る視点から、「知る権利」を目的に規定することについて審議を重ねた。また、「区民に説明する責務」についても、区民に区の諸活動を説明することは区の当然の責務であるとの視点から、目的に規定することを審議した。

(2) 行政情報の原則公開

情報公開制度は、区民と区が情報を共有し、区民との相互理解や共通認識を深め、区民の積極的な区政への参加を推進し、地方自治の原点である区民を主体とした区政を実現する上で欠かせないものである。したがって、意思形成過程の情報も含め、情報の原則公開の趣旨をより明確にする視点から、非公開事項を限定的に列記する方向で審議した。

(3) 個人情報の最大限の保護

情報公開制度は、原則として情報を公開するものであるが、個人情報については、区民の基本的な人権の擁護と信頼される区政の実現を図る視点から、原則非公開として、最大限保護する方向で審議した。

(4) 利用者にとっての利便性の向上

情報公開制度は、区の保有する情報を区民が必要なときに、入手する制度である。請求者の利便性の向上という視点から、請求手続や公開方法の改善など、区民が利用しやすい方向となるよう審議した。

(5) 総合的な情報公表・提供の充実

区民にとって必要な情報は、本来、請求を待つて特定の人に公開するのではなく、可能な限り、積極的に、かつ速やかに、多くの区民に公平に公開されることが望ましい。こうした視点から、情報の公表・提供を一層充実する方向で審議した。

(6) 個人情報保護条例との関係

情報公開制度の見直しにあたって、個人情報保護制度と内容面から特に

整合性を図る必要のある事項について審議した。

(7) 情報公開・個人情報保護審査会条例について

情報公開法には、審査会についての規定があり、また、審査会の調査権限など当区の情報公開・個人情報保護審査会条例にない規定もあることから、法の趣旨を踏まえる視点から審議した。

第二章 今後の情報公開制度のあり方について

1 条例の目的（条例第1条）

「知る権利」及び「説明する責務」を目的に明記すべきである。

<説明>

「知る権利」については、多くの考え方があり、確立されたものはないが、公開請求権を分かりやすく説明する言葉として、又、公正で開かれた区政の一層の進展を図る観点から、「知る権利」を目的規定に明記することが必要である。

また、区政について区民に説明する責務は、地方自治の本旨からみて、当然求められるものである。この「説明する責務」は、情報公開請求に対する公開だけに限らず、情報の公表・提供など広い意味の情報公開に対応できる考え方として捉えていくべきである。よって、「説明する責務」の趣旨を条例の目的規定の中に明記することもまた必要である。

2 請求権者（条例第5条）

請求権者の範囲は、「何人」とすべきである。

<説明>

区の情報公開制度が地方自治の本旨の理念を踏まえたものであり、自治体として説明する責務があるのは第一義的には区民であることや自治権の範囲を超えることになるなどを理由として、請求権者の範囲を「何人」とすることは疑問であるとの意見も出された。

しかし、現行条例は、請求権者を、在住、在勤、在学者のほか、「当該情報を必要とする理由を明らかにすることができるもの」としている。したがって、「情報を必要とする理由」を明らかにすれば、誰でも公開請求ができる。これは、実質的には「何人」も請求できることと同じである。また、国際化が叫ばれてから久しく、情報の流通も国内外に広がっており、他の自治体の情報公開条例も「何人」とする傾向がある。したがって、開かれた区政のより一層の進展を図る観点から、請求権者を拡大することが適切であり、そのためには「何人」とすべきである。

3 対象情報（条例第2条）

「電磁的記録」を情報公開の対象に加えるべきである。

<説明>

電磁的記録（電子的方式、磁気的方式など人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）については、行政情報の電子化に伴い、記録された情報媒体にかかわらず、条例第2条第1号の「情報」の定義に含めるべきである。

ただし、公開方法については、必要な情報機器の整備や、情報検索や部分公開の方法など、公開のための準備が必要である。技術上、体制整備上の課題を踏まえ、対応していくことが必要である。

4 非公開情報（条例第6条）

（1）公開・非公開の枠組み（条例第6条）

公開・非公開の枠組みは、現行どおりが適切である。

<説明>

「公開しないことができる」規定を「公開しなければならない」という公開義務規定に変更すべきかどうかについてであるが、現行規定は、原則公開の例外として非公開とすることができる情報として条例第6条第1項各号を定め、これに該当しない限り、情報の公開を義務付けている。現行の「公開しないことができる」規定では、これに該当しても公開することができる情報（実施機関が公開する情報）が含まれる。今後、「知る権利」や「説明する責務」が目的に規定されると、原則公開の趣旨が明白となるから、より一層、情報を公開することが実施機関に求められることになる。

一方、公開義務規定にすると、条例に規定された非公開事項以外は公開することになる。公開義務規定にすると、請求情報が非公開事項にあたるかどうかをより明確にする規定が必要になり、各非公開条項を、国や都のように規定する必要がある。この場合、かえって非公開範囲を拡大させるおそれがあり、又、非公開とすることができるとする現行条例の方が分かりやすい、との意見もあるから、現行どおりが適切である。

なお、区の管理する情報は、「原則公開」であることを明らかにする必要がある。「原則公開」の例外として各非公開条項があることを明らかにするため、「原則公開」を明記する方向で法規上の検討をすべきである。

(2) 法令秘情報 (条例第 6 条第 1 項第 1 号)

法令秘情報は、現行どおりが適切である。

<説 明>

杉並区情報公開制度見直し検討委員会の報告書「情報公開制度あり方について」(以下、「区検討委員会報告書」という。)の検討結果のとおり、現行どおりが適切である。

(3) 個人情報 (条例第 6 条第 1 項第 2 号)

個人情報の規定の仕方については、現行どおり「特定の個人が識別され得るもの」とすべきである。

情報の個人識別性がなくても、個人の権利利益を害するおそれがあるものは、非公開とする規定を加えるべきである。

<説 明>

個人のプライバシーについては、個々にその範囲についての意識に個人差があり、何がプライバシーであるかについて一定の基準を設けることは非常に困難である。よって、現行規定どおり「個人識別型」が適切である。なお、特定の個人を識別できないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、非公開とする規定を新たに加える必要がある。

(4) 個人情報の例外規定 (条例第 6 条第 1 項第 2 号)

個人情報の例外規定の条例第 6 条第 1 項第 2 号のイの現行規定は、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の趣旨の規定に変更すべきである。

ロは、現行どおりが適切である。

公務員の情報については、「当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を個人情報の例外規定として、新たに加えるべきである。

なお、公務に関連した情報でも、公務員の勤務成績、処分歴など個人の資質、名誉に関わる情報であって、当該公務員の権利利益が不当に侵害されると認められるようなもの、また住所・電話番号など、私人に関する情報は非公開とすべきである。

<説 明>

但書きのイ、については、国の情報公開法と同様の内容が適切である。

ロについては、「区検討委員会報告書」の検討結果のとおり、現行どおりとするのが適切である。

職員（公務員）については、公人としての立場における職員の個人情報（所属、役職、氏名等）は、現行制度でも公開情報としているが、個人情報の例外規定である旨を明記することが適切である。

なお、公務に関連した情報でも、公務員の勤務成績、処分歴など個人の資質、名誉に関わる情報であって、当該公務員の権利、利益が不当に侵害されると認められるようなもの、また住所・電話番号など、私人に関する情報は非公開とすべきである。

（５）法人・事業活動情報（条例第６条第１項第３号）

法人・事業活動情報は、現行どおりが適切である。

<説 明>

「区検討委員会報告書」の検討結果のとおり、現行どおりが適切である。

（６）国等機関間情報（条例第６条第１項第４号）

国等との間における機関間情報の非公開条項は削除すべきである。

<説 明>

地方分権の推進とともに、国と地方の関係も変りつつあり、公開範囲の拡大を図る観点から、この条項を設ける必要性は特に考えられない。削除することが適切である。

しかしながら、国等が作成した情報であって、審議、検討、協議に関する情報を区が取得する場合また法定受託事務などには、公開してはならないという国の指示も予想されることから、それらの取扱いについては、他の非公開条項で対応すべきである。

(7) 行政執行情報 (条例第 6 条第 1 項第 5 号)

行政執行情報は、現行どおりが適切である。

< 説 明 >

国の情報公開法は、個々の事務事業を類型化し、非公開の範囲の要件を区条例より明確にしている。しかし、類型化し、要件を明確にすることにより、非公開の範囲が広がることは望ましくなく、また、簡素で区民に分かりやすい表現としては、現行どおりが適切である。

「入札」については、現在、区は130万円以上の工事案件等については、入札予定価格の事後公表を行っており、今後も継続すべきである。なお、情報の原則公開の趣旨を踏まえ、入札・契約手続の透明性の一層の向上を図るため、入札案件を精査の上、事前公表について努めることが必要である。

(8) 意思形成過程情報 (条例第 6 条第 1 項第 6 号)

意思形成過程情報は、現行どおりが適切である。

< 説 明 >

区民との相互理解や共通認識を深め、地方自治の原点である区民を主体とした区政を実現するうえで、区民と区が情報を共有することは重要である。したがって、意思形成段階における情報についても、今後とも原則公開としていくべきである。

公正又は適正な意思形成に著しい支障を生ずるおそれのあるものについては、例外的に非公開とすべきであり、現行どおりが適切である。

また、条例第 6 条第 1 項第 4 号の「機関間情報」を削除するが、国等が作成した審議、検討、協議に関する情報を区が取得することもあるので、この条項を適用し、判断することが妥当であろう。

5 情報公開法との関係で整理すべき事項

(1) 公益上の理由による裁量的開示

「公益上の理由による裁量的開示」の規定は、新たに設ける必要はない。

<説明>

実施機関の高度な行政的判断で公開していく場合も想定されるが、その場合でも、個々の非公開条項で検討されるべきである。包括的な裁量規定は、運用上の混乱を招くおそれがある。仮にこうした事例があり、真に公益上公開することが必要と実施機関が判断した場合には、現行条例が、「～公開しないことができる。」と規定していることから、公開できることになる。したがって、「公益上の理由による裁量的開示」の規定を新たに設ける必要はない。

(2) 任意提供情報

非公開条項に「任意提供情報」の規定は、新たに設ける必要はない。

<説明>

原則公開の趣旨から、非公開条項を新たに増やすということは、慎重であるべきである。公開か非公開は、その情報が公になることによる具体的な支障から判断すべきであって、収集の方法や形態によって非公開とすることは原則公開の趣旨とは相いれないものであるから、この規定を新たに設ける必要はない。

なお、仮にこれらの情報が存在したとしても、条例第6条第1項各号の非公開条項で判断し、対応すべきである。

(3) 存否応答拒否

公開請求に対し、「その請求された情報は存在するが非公開とする、又は、その情報は存在しない」と回答するだけで、非公開事項の規定により保護される利益が損なわれる場合は、存否応答拒否ができる規定を設けるべきである。

<説明>

公開請求に対し、非公開条項により、非公開とするときは、その情報の存否を明らかにして非公開決定することが原則である。しかし、公開請求された情報が存在しているか否かを答えることにより、非公開情報が実質的に公開した

ときと同様の結果を及ぼすことになるときは、情報の存否を明らかにしないで公開請求を拒否できる規定を設ける必要がある。

(4) 第三者保護に関する手続き

公開請求に係る情報の中に第三者に関する情報が記録されている場合は、公開の決定に先立ち、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができる旨の規定及びその手続に関する規定を設けるべきである。

なお、意見書が提出された場合で公開決定するときは、当該第三者に通知すること、公開決定から公開までに相当の期間を置くことも明記する必要がある。

<説明>

公開請求に係る情報に公開請求者以外の者（第三者）に関する情報が記録されている場合がある。このような場合には、公開請求を受けた実施機関が、第三者の正当な権利利益の保護に関して適切に判断するための必要な調査の一環として、当該第三者から意見をきくことは有意義である。したがって、実施機関が、公開決定をするに際し、当該第三者から意見を聴くことができる旨の規定を置くことは必要である。

また、第三者が公開に反対する意見書を提出した場合において、公開決定したときは、公開決定した事実、公開実施日などを通知することを条例で規定する必要がある。なお、この場合、第三者に争訟の機会を確保するため、公開決定から公開までに相当の期間を置くことも規定する必要がある。

6 請求手続

(1) 請求書の受理に関する規定（条例第9条第1項）

請求書の受理に関する規定を、行政手続条例の規定に適合したものに変更すべきである。

<説明>

杉並区行政手続条例第7条は、「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、～」と規定し、「受理」の概念をとっていないので、この規定に適合するよう現行の請求書の受理に関する規定を「請求があったときは、請求があった日の翌日から起算して～」の趣旨に変更する必要がある。

(2) 補正

請求書に形式上の不備があった場合は、実施機関は補正を求めることができることを明記する必要がある。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないことを併せて明記すべきである。

<説明>

区検討委員会報告書の検討結果のとおり、請求書の形式的な不備については、「相当の期間を定めて、必要な補正を求めることができる」の趣旨の規定を設ける必要がある。なお、補正を求めた場合には、補正に要した期間は、公開決定等の期間に含まれないことを明らかにする。また、請求者は、一般的に行政実務に通じていないことから、「請求に係る情報を特定するために必要な事項」を的確に記載することは困難な場合が多い。したがって、区の管理する情報を特定するために必要な情報を、積極的に提供するよう努めることを明記する必要がある。

(3) ファクシミリ等による請求・提供・公表・公開

ファクシミリ及び電子メールなどによる請求・提供・公表・公開に努めるべきである。

<説明>

請求者の利便を図るため、インターネット等を活用し、請求や情報の提供・公表・公開に努めていくことが必要である。情報技術の進展に併せ、区の情報の電子化を進め、また体制整備を図りながら、実施可能な方法を検討していく必要がある。

(4) 大量請求への対応

大量請求があった場合の公開の方法を条例に明記する必要がある。

<説明>

区検討委員会報告書の検討結果のとおり、公開請求に係る対象情報が著しく大量であるとき、これらの処理により、事務が著しく停滞することがあることは理解できる。すなわち、大量請求があった場合、条例第9条第1項で定める

14 日以内の公開の可否決定は不可能であり、また、同条第 3 項で定めるやむを得ない理由があるときの 60 日以内も難しいときもある。これに应付するためには、60 日以内にその相当部分の公開決定等を行い、残りの部分については 60 日を越えた相当の期間内に公開決定等をすれば足りる趣旨の、規定を設ける必要がある。

7 情報不存在の取扱い

情報が不存在の場合は、不存在を理由とした非公開決定ができる規定を条例に明記する必要がある。

<説明>

情報不存在を理由とする公開請求の拒否については、現在、運用上、非公開決定を行い、行政処分として扱っているが、根拠を明らかにするため、行政情報の不存在を理由とする規定を条例に明記する必要がある。

8 電磁的記録の公開方法

電磁的記録の公開方法は、情報化の進展に応じて対応するよう細部は規則等で規定することが必要である。

なお、電磁的記録の公開方法については、情報技術の進展とともに体制整備を行い、順次充実を図り、規則等を改正していくべきである。

<説明>

電磁的記録の公開については、できるだけ請求者の利便に配慮し、紙により出力したものによる公開のほか、区が管理している電磁的記録については、電子的な形態で公開が行えるようにすべきである。

しかしながら、電磁的記録の公開にあたっては、公開に必要な情報機器の整備や、情報の検索や部分公開の方法など公開のために準備が必要である。技術上、体制整備上等の課題を踏まえ、対応していくことが必要である。

したがって、技術的な問題に適切に対応し、きめ細やかな対応が可能となるよう、情報化の進展をふまえ、できる限り早期に、電磁的記録の公開方法を検討し、その方法は規則等で定めるとともに、順次充実することが適切である。

9 請求者の費用負担

情報公開制度を広く利用しやすいものにするため、請求・閲覧手数料は現行どおり徴収しないこととすべきである。

写しの交付等にかかる費用については、実費相当分の負担を求めていくことは妥当である。

<説明>

行政情報は、区民と区が情報を共有していくべきであるという観点から、情報公開の請求・閲覧時に手数料を徴収することは望ましくなく、現行どおり徴収しないことが必要である。写しの交付等にかかる費用については、これまでどおり受益者負担の観点から、請求者に実費相当分の負担を求めていくことは妥当である。

10 情報公表・提供の充実

現行条例第15条の「情報提供」の規定については、公開請求を受け、情報公開するだけでなく、積極的に区民の区政参加を推進するために、情報を公表・提供するとの観点からの規定に変更すべきである

情報公表・提供の推進に関する要綱等を定め、区民のニーズの高い情報を早く、正確に提供していくなど、情報公開制度の充実だけでなく、任意の情報の公表・提供についても積極的に推進していく必要がある。

<説明>

情報公開制度は、区民の知る権利、情報の公開を求める権利を保障するための制度である。情報を管理する実施機関は、区民からの請求を受けての情報公開だけに止まらず、区民の要望等を的確に把握し、区民の必要とする情報あるいは区民生活に密接に関係する情報を積極的にかつ分かりやすく提供し、区民の区政参加を推進するため、より一層の情報提供の充実に努めなければならない。新しい基本構想である「杉並区21世紀ビジョン」では、区民と行政の協働を述べ、区の政策形成から実施、評価にいたるさまざまな過程に区民が参画する仕組みづくりを整えていくとしている。そのためには、意思形成過程の段階である情報は重要であることから、原則公開の趣旨を踏まえ、区は、区民への中間報告を行うなど区民の区政参加を推進する立場から情報の公表・提供の充実に努める必要がある。

区は区民への説明責任を全うする観点からも公開請求に基づく公開だけでなく、より一層、情報が公表・提供されるよう推進を図ることが重要であり、そ

の趣旨を規定することが必要である。

なお、この場合、情報化の進展に対応し、区のホームページ等による情報の公表・提供の充実を図る必要がある。

1 1 出資法人等の情報公開

区が出資又は財政援助している団体は、自ら情報公開制度について必要な措置を講ずるよう努める必要があること、及び実施機関が出資法人や団体に対して情報公開に努めるよう要請する責務があることを規定すべきである。

出資法人や財政援助団体の範囲は、実施機関が定める必要がある。

区は、出資法人や財政援助団体に対し、情報公開について基本的な考え方をモデル要綱で示すとともに情報公開の制度化の要請を行う必要がある。

<説明>

公正で開かれた区政の実現のためには、出資法人や財政援助団体（出資法人等）についても、情報の公開を推進していくことが必要である。

この出資法人等は、区から独立した法人格を有していることなどから、条例上の実施機関とすることはできない。

そこで、出資法人等の自主性・自立性を尊重しつつ、適切な情報公開の実施ができるような制度が求められており、出資法人等自身が情報の公開に関し、必要な措置を講ずるよう努めるべき旨の規定を新たに設けることが適切である。

なお、出資法人等の範囲としては、規則等で定める必要がある。ただし、出資法人等の範囲は、他の自治体等を参考に更に検討されたい。

また、不服がある場合の救済について、出資法人等に対する不服に関して、審査機能のある救済機関を設置することは困難が想定されるので、不服があった場合は、区に意見を聞くことができるようにするなどの措置を検討することが必要である。

出資法人等に対しての要請の責務であるが、区の情報公開条例に基づく「モデル要綱」を示し、各出資法人等自身がそれに基づいて制度を設置できるようにしていくことが必要である。

1 2 情報管理

情報管理については、実施機関が情報を適正に管理する旨の責務規定を置くべきである。なお、情報管理に関する基本的事項については、規則等で定めるべきである。

< 説明 >

情報公開制度が適切に運営されるためには、その前提として、請求の対象となった情報が適正に管理されていることが必要である。そこで、実施機関が情報を適正に管理する旨の基本的な責務規定を置き、基本的事項については、規則等で定めることとすべきである。

1 3 個人情報保護条例との関係

情報公開制度の見直しにあたり、個人情報保護制度と内容面から特に整合性を図る必要がある事項について審議した。その理由は、個人情報保護制度の中核部分の一つとして、本人による自己情報開示請求の制度があり、情報公開の請求とは、制度の趣旨・目的を異にするが、杉並区が管理している情報の開示を求める点では共通するところがあることから審議をした。

(1) 存否応答拒否

存否応答拒否は、情報公開条例との関係を整理する必要がある、規定することが適切である。

< 説明 >

本人による開示請求の中に、例えば、探索的な請求など、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否か答えるだけで、条例が保護している非開示情報を開示することとなる場合は、請求を拒否できる規定を設けるべきである。

(2) 個人情報不存在の取扱い

情報が不存在の場合は、不存在を理由とした非開示決定ができる規定を明記する必要がある。

< 説明 >

個人情報の不存在の場合、現在は運用で、不存在を理由として非開示の決定

をしているが、根拠を明らかにするため、不存在を理由とした非開示決定ができる規定を設けるべきである。

14 情報公開・個人情報保護審査会条例について

杉並区の情報公開・個人情報保護審査会条例は、杉並区情報公開条例とは別条例である。国の情報公開法では、審査会の規定については、同法の中に併せて規定されている。同法では、審査会の調査権限など区の審査会条例にない規定があることから、審議した。

主なもののみを審議したので、区においては、情報公開法の趣旨を踏まえ、その他の事項についても対応されたい。

(1) 審査会の調査権限

審査会における争点を明確にし、審理を促進するため、次のいずれも規定に明記する必要がある。

審査会委員が、実施機関に対し公開請求に係る行政情報の提示を求め、救済申立人に見せずに、当該行政情報を実際に見分して行う審理方法の規定を置くべきである。

審査会が必要と認めるときは、審査会における争点を明確にするとともに迅速かつ的確に判断を行うため、実施機関に対し、非公開決定のあった情報について、適用する非公開条項、非公開条項における非公開事項、非公開事項に該当する理由を記載した資料の作成を指示できる規定を置くべきである。

(2) 審査会委員の罰則について

現行条例第8条で、審査会委員には、「守秘義務」が課せられている。この守秘義務の違反に対して、国や都では、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金の罰則を置いている。

当区においても、審査会委員について、守秘義務に違反した場合の罰則を設けることが適切である。